

**令和4年度福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業（高齢者施設等）  
補助金交付実施要領**

**第1 目的**

令和4年度福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業（高齢者施設等）補助金交付実施要領（以下「要領」という。）は、令和4年度福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業（高齢者施設等）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付に当たり、必要な事項を定めるものとする。

**第2 補助金の対象経費及び補助額**

**(1) 社会福祉施設等が事業に使用する建物・設備等の光熱費**

ア 要綱第4条にいう「光熱費」とは、社会福祉施設等が事業に使用する建物・設備等に係る電気代、ガス代及び灯油代（重油・灯油等）とする。

イ 令和3年分の光熱費及び令和4年分の光熱費とは、それぞれ4月から9月までの6月の光熱費の合計額とする。

ウ 令和3年分の光熱費が6月に満たない場合は、令和4年の光熱費は令和3年と同じ対象期間として比較するものとする。この場合は、上限額を対象期間と同じ月数で按分するものとする。なお、1月に満たない月は対象外とする。

エ 光熱費の「補助算定額」とは、補助対象経費の2分の1の額をいう。

オ 光熱費の「補助所要額」とは、補助算定額と上限額とを比較して、少ない方の額をいう。

カ 光熱費の「補助額」とは、補助所要額から他の補助金等の額のうち、減額すべき額を差し引いた額をいう。

**(2) 社会福祉施設等が事業に使用する車両の燃料費**

ア 要綱第4条にいう「燃料費」とは、令和4年4月から同年9月の間に、通所系事業所又は訪問系事業所が使用する福祉車両等及び福祉車両等以外の軽・普通自動車に係る燃料費をいう。

イ 「福祉車両等」とは、利用者の送迎、居宅への訪問等、サービス等提供のために使用する車両であって、車の乗り降りをサポートする機能を有する福祉車両、自宅での入浴介護を目的として入浴装置機材を積んだ福祉車両及び送迎に使用する乗車定員8名以上の車両をいう。

ウ 令和4年4月から同年9月の間に新たに取得又は廃止した車両については、車両種別ごとの補助基準単価に使用月数（歴月）を乗じて6で除した額（千円未満切り捨て）を補助する。

**(3) 他の地方公共団体の補助金等を受けている場合の特例**

ア 他の補助金等の交付額に係る補助対象経費に光熱費以外の補助対象経費が含まれる場合は、適切な方法により交付額を按分することができるものとする。

### 第3 申請書類

#### (1) 申請書兼実績報告書

社会福祉施設等を運営する法人等（以下「運営法人等」という。）は、原則として、補助金を申請しようとする社会福祉施設等のすべてを要綱第5条第1項に定める「令和4年度社会福祉施設等物価高騰対策事業（高齢者施設等）補助金交付申請書兼実績報告書（様式1）」（以下「申請書等」という。）に記載して申請するものとする。

#### (2) 施設・事業所別個票等

ア 運営法人等は、原則として、一つの社会福祉施設等ごとに要綱第5条第1項に定める申請書等の「施設・事業所別個票」（様式1-2）を添付しなければならない。なお、「一つの社会福祉施設等」とは、一つの事業所として指定されたものをいうものとする。

イ 一つの社会福祉施設等が、主たる事業所以外に従たる事業所又は出張所等（以下「出張所等」という。）を有する場合に、当該出張所等の光熱費を申請する場合は、主たる事業所と合わせて申請しなければならない。この場合は、要綱第5条第2項第1号に定める「光熱費の事業所等別内訳」（様式2-1）を添付しなければならない。

ウ 社会福祉施設等が事業に使用する車両の燃料費を申請する場合は、要綱第5条第2項第3号に定める「社会福祉施設等車両内訳」（様式2-2）を添付しなければならない。

#### (3) 補助対象経費に係る支出等の事実を確認できる書類

補助対象経費に係る支出等の事実を確認できる書類は、要綱第5条に定める申請書等の様式ごとに整理して申請書等に添付すること。

ア 社会福祉施設等が事業に使用する建物・設備に係る光熱費

(ア) 光熱費の支出等の事実を確認できる書類の写しは、原則として、施設・事業所、又は事業所等別、光熱費種別別、年月別に分類して整理すること。なお、書類の写しには、施設・事業所名、光熱費種別、年月を記載すること。（参考様式1）

(イ) 前項(2)のイの申請の場合は、出張所等を有することを証する書類（定款、運営規程等）の写しを添付すること。

イ 社会福祉施設等が事業に使用する車両の燃料費

運営法人等が所有する車両の場合は、車検証の写しを、運営法人等以外が所有する車両の場合は、当該車両について当該社会福祉施設等で使用していることが確認できる書類の写しを添付すること。

#### (4) その他知事が必要と認める書類

ア 運営法人等は、要領第3の(1)の申請をする場合は、「口座振込申出書」（参考様式2）を添付すること。

イ 運営法人等は、要領第3の(1)の申請をする場合に、要綱別表の2の(3)に定める他の地方公共団体の補助金等を受けている場合は、当該他の補助金等の交付決定通知書及び申請書等の写しを添付すること。

ウ その他知事が必要と認める場合は、運営法人等は知事が指示する書類を提出しなければならない。

#### 第4 申請方法

##### (1) 提出先

申請書等及び申請書等に添付すべき書類の部数は1部とし、知事が別に定める提出先に郵送しなければならない。また、知事が必要と認める場合は、紙媒体での提出に加えて電子媒体（Excelファイル）を電子メールにて提出すること。

##### (2) 申請受付期間

申請受付開始日及び提出期限については、知事が別に定める。

#### 第5 補助金の交付

(1) 申請書等の受理後、知事は申請書等関係書類を審査して予算の範囲内で交付決定を行い、交付決定額を申請者に通知する。

(2) 交付決定後、知事は「口座振込申出書」（参考様式2）で指定のあった口座へ補助金を振込むものとする。

(3) 本事業に係る補助金については消費税込となるため、要綱第6条又は第12条による消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、申請者は速やかに「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」（様式3）を知事へ提出すること。

(4) 本事業に係る対象経費と重複して県の他の補助金等の交付を受けてはならない。

(5) 指定管理者については、委託運営費の内容により個別に協議するものとする。

#### 第6 申請時の留意事項

補助対象額の積算は、原則として、一つの社会福祉施設等ごとに行うが、当該社会福祉施設等が他法の施設等を兼ねる場合、また、一つの建物で複数の社会福祉施設等を運営している場合の取扱いは次のとおりとする。

##### (1) 社会福祉施設等が他法の施設等を兼ねる場合の取扱い

本事業補助金の対象となる社会福祉施設等が、「福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業（障がい者施設等）補助金」又は「福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業（保護施設等）補助金」の対象となる場合は、いずれか一つで申請すること。

##### (2) 一つの建物で、複数の社会福祉施設等を運営している場合の取扱い

ア 当該一つの建物に係る光熱費の補助対象経費は、複数の社会福祉施設等の中で、要綱別表の2の（1）の上限額が最も高い社会福祉施設等を代表事業所として申請しなければならない。この場合は、代表事業所以外の社会福祉施設等は光熱費を補助対象経費とすることはできないものとする。

イ 当該一つの建物に入所系事業所が複数ある場合は、入所系事業所の定員数を合計して、その合計した定員数に応じた上限額とすることができるものとする。

ウ アの場合であって、それぞれの社会福祉施設等が事業に使用する車両を個別に管理している場合、代表事業所以外の社会福祉施設等（通所系事業所及び訪問系

事業所に限る。) は、車両の燃料費を個別に計上することができる。ただし、同一の車両について複数の社会福祉施設等で計上してはならない。

## 第7 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和4年10月24日から施行する。